

平成30年度 事業計画書

日本の総人口は、2008(平成20)年の1億2,808万人をピークに、2016(平成28)年には1億2,693万人と減少を続けています。一方、65歳以上の高齢化率は、27.3%が更に上昇が続き、2036(平成48)年に33.3%、2065(平成77)年には38.4%と約2.6人に1人が65歳以上の高齢者となるものと、少子高齢社会が急速に進展することが推計されています。

労働力人口では、2016(平成28)年の6,673万人のうち65～69歳は450万人、70歳以上は336万人であり、高齢者の労働力人口の比率は上昇が続いています。また、仕事をしている高齢者の約8割が「働けるうちはいつまでも働きたい」、「70歳くらいまで、もしくはそれ以上まで」と考えているなど、高齢者は高い就労意欲を示しています。

このような中、2017(平成29)年3月にまとめられた「働き方改革実行計画」では、高齢者の就業促進について検討があり、継続雇用の促進とともに多様な働き方の推進としてシルバー人材センター(以下「シルバー」という。)の強化が明記されています。また、今後5年間の高齢社会対策の基本骨子となる「高齢社会対策大綱」が平成30年2月16日に閣議決定され、年金の受給年齢の弾力化の検討(70歳以上の受給可に)とともに、60～64歳の就業率を現在の63.6%から2020年には67%に引き上げ、さらに「地方公共団体が中心となってシルバー人材センター、(中略)と連携して高齢者の就業機会を創る取組を推進する。」ことが明確に謳われています。

シルバーの状況も大きく変化し、国補助金はようやく事業仕分け以前の状況に回復しましたが、シルバー本体への補助金がほぼ据え置かれ、事業費補助は雇用会計に代替されるなど、従来の「生きがいの充実、社会参加」の趣旨から大きく変化し、「雇用による就労を通じて労働力不足の補完的な役割を担う」という現役世代のサポート役の位置づけが強くなってきています。さらに、全国シルバー人材センター事業協会では第2次会員100万人計画が策定されるなど、会員拡充が喫緊の課題となる中、今までにない斬新な会員拡大(入会促進、退会抑制)及び就業拡大にかかる取組を行う事業として、「きらりシルバー応援事業」が全国で10センターをモデル事業として募集されることとなりました。当センターもこの新規事業に応募し、新たな補助金の確保と共に、会員拡充と就業拡大に努めてまいりたいと考えます。また就業機会の確保は、平成28年4月に「シルバー人材センターの業務拡大分野に係る特例措置」が設けられましたが、大阪府内では未だ活用されていないことから大阪府シルバー人材センター協議会(以下「大シ協」という。)にこの特例措置による規制緩和の活用について強く要望してまいります。

普及啓発事業では、昨年12月に開局しました「FMいずみおおつ」を積極的に活用し、事業の紹介などタイムリーな情報提供に努めるとともに、ボランティア活動や市行事の際のシルバースタンドの出展など、多様な情宣活動を通じてシルバー事業の啓発に努めてまいります。

市と事業協定を締結している「空き家・空き地等の適正管理事業」及び「墓地等の適正管理事業」については、地域就業機会創出・拡大事業として、市との協力を中心に多様な就業機会の拡大・強化を図ってまいります。

調査研究事業では、平成26年度から継続実施している公益財団法人ダイヤ高齢社会研究財団(以下「ダイヤ財団」という。)と共に「生きがい就業の介護予防効果に関する共同研究事業」を実施し、シルバー事業が健康増進・介護予防、そして健康寿命の延伸にどのような効果をもたらすか、について引き続き調査研究してまいります。

安全・適正就業対策事業では、昨年度に派遣事業において発生しました運転業務の事故に鑑み、契約する業務について厳しく精査していくこと、また「適正就業ガイドライン」をもとに、年間就業延時間の抑制指導に基づくワークシェアリング・ローテーション就業の強化・推進をはじめとする就業内容の適正化と、就業中・就業途上の安全就業の意識高揚の強化を更に図ってまいります。

昨年4月に市からの強い要請を受けてスタートしました訪問介護事業では、総合事業の対応を中心に拡大しつつありますが、市及び包括支援センターとの連絡を密にして、更なる事業拡大に努めてまいります。

最後に、「第3次中期計画(改訂版)」にあるスローガン、「地域に信頼され、活力と魅力あるシルバー人材センターをめざして」を会員一人ひとりが主体的・積極的に実践に努め、「高齢者の就業等を推進することにより、生きがいの充実と福祉の増進を図るとともに活力ある地域社会づくりに寄与する」を趣旨とするシルバー事業の実現・発展に向けて、以下の項目を重点に取り組んでまいります。

参考 (H29)厚生労働白書、高齢社会白書、厚労省 働き方改革実行計画、高齢社会対策大綱

1. 基本方針

- (1) 就業開拓提供事業の推進
- (2) 普及啓発事業の推進
- (3) 地域就業機会創出・拡大事業の推進及び独自事業の検討
- (4) 研修・講習会事業の推進
- (5) 調査研究事業の実施
- (6) 相談事業の推進
- (7) 安全・適正就業推進事業の推進
- (8) 訪問介護事業・総合事業の推進
- (9) 職業紹介事業の推進
- (10) 労働者派遣事業の検討
- (11) 公益社団法人としての運営の確立と関係団体との連携の強化

2. 事業目標	平成30年度実績目標	平成29年度事業(実績)
会員数	940人	900人
粗入会率	4.10%	3.98%
就業率(派遣含)	84.0%	94.0%
就業延人員(派遣含)	105,000人日	102,718人日
契約金額(派遣含)	375,000千円	403,781千円

3. 事業実施計画

- (1) 就業開拓提供事業の推進

就業開拓提供事業は、シルバー事業の根幹となる部分になり、就業機会の確保のみならず会員の増強に努めるものであります。「自主・自立、共働・共助」の理念に基づき、より多くの高齢者に就業機会を提供するため、事業所・一般家庭をはじめ公共団体等の発注者に臨時的かつ短期的、又は軽易な業務の就業開拓を積極的に行います。

- ① 役職員及び会員一人ひとりがシルバーの営業マンとしての認識に立ち、共に力を合わせて就業開拓の推進に努めます。また、会員一人ひとりに適した就業機会の提供ができるように努めるとともに、事業所・一般家庭また公共への働きかけを強めることにより、新たな就業機会の確保の強化に努めます。
- ② 新規入会時の研修や各種研修会、また職群別懇談会に重点を置き、接遇マナー・言葉づかい等についての研修を行うなど、「発注者の高い満足度」を得られるような就業が提供できるように、会員の資質向上を図ります。
- ③ 平成 28 年度に厚生労働省から通知された「適正就業ガイドライン」の周知徹底に努め、適正な契約と就業体制の推進に努めます。
- ④ 「高齢者活用・現役世代サポート事業」は、生産労働人口の大幅な減少が見込まれる中、指揮命令のある就業に対して就業機会の開拓の取り組みを行うものであり、シルバー労働者派遣事業の周知を含めて適正な就業機会の拡大に努めます。
- ⑤ シルバー事業啓発チラシ・会報誌の全戸配布をはじめ、市広報紙等の公共の媒体を積極的に活用することにより、広く市民にシルバー事業の趣旨・内容・仕組みを周知し、事業の理解と就業機会の拡大、また会員の拡充を図ります。
- ⑥ 安全・適正就業意識の向上を図るとともに職種班組織の整備を行い、安全・適正就業の徹底とワークシェアリングやローテーション就業などの適正就業、また職種班を活用して相互の意思疎通が図れるように努めます。
- ⑦ 介護保険事業所の事業開始に伴い、介護保険事業及び総合事業に本格的に対応できるように、人材の育成と組織体制の強化を進めます。

(2) 普及啓発事業の推進

地域における就業をはじめ、公共・地域の行事やボランティア活動に積極的に参画することを通じて、シルバー事業の普及啓発の推進を図ります。

また、市広報誌への記事掲載、シルバー事業啓発チラシ・会報誌を全戸配布することや新たな媒体である地元の「FMいずみおおつ」を積極的に活用し、多様なシルバー事業の周知に努めます。

入会説明会は、毎月 1 回実施することにより、市内在住の高齢者の入会促進を図り、就業を通じた社会参加を希望する高齢者の受け皿となります。

- ① 会員の社会貢献の意識を通じて、港湾美化清掃ボランティア活動をはじめとする地域の諸行事等に積極的に参画し、会員が活躍できる場の確保と、活力ある地域社会づくりに寄与できるように努めます。
- ② 広報・就業開拓委員会等を中心に、就業機会の開拓、拡大の方策を調査・研究します。
- ③ 市広報紙や市封筒広告等の公共広告の活用をはじめ、シルバー事業啓発チラシ・会報

誌の全戸配布、商工会議所の常設看板の活用、また新たな媒体である「FMいずみおおつ」の放送によるタイムリーな情報提供など、多様な情宣活動を通じて、シルバー事業の趣旨・内容・仕組みを市民に周知し、シルバー事業に対する認知度を高めます。

新規事業では、空き家・空き地等の適正管理事業において、市の固定資産税の納付書に事業チラシを同封するなど、あらゆる機会を活用してシルバー事業の周知に努めます。

- ④ また、同好会活動と協力し、会員の相互交流の機会となる「シルバーパークゴルフ大会」を開催し、新規会員の入会促進と会員相互の交流を図ります。

(3) 地域就業機会創出・拡大事業の推進及び独自事業の検討

高齢者の就業機会の拡大及び地域活性化のため、また地域社会・経済の維持・発展等につながる新たな就業機会を創出する事業であり、市・商工団体等と連携して事業展開に努めてまいります。また、採算性を勘案した独自事業の検討を行います。

- ① センターと市・商工団体等が連携して行う地域就業機会創出・拡大事業については、市や商工団体との調整を重ねて調査・検討を行い、全国シルバー人材センター事業協会を通じて厚生労働省に新規の地域就業機会創出・拡大事業を提案します。
- ② 「空き家等の適正管理事業」については、市との協定締結を基に、協働して事業展開を図っていきます。
- ③ 介護保険事業に参入したことによる、介護保険・総合事業の適用となるニーズに対して、シルバーが市や介護支援専門員(ケアマネジャー)と連携を密にしていくとともに、介護保険・総合事業の適用にならない隙間のニーズに対しても日常の生活支援ができるように推進していきます。
- ④ 公共の行事等における育児サポートを始め、現役世代の育児をサポートできるよう、行政との連携を保ちながら事業を推進していきます。
- ⑤ 独自事業は、費用対効果などを考慮しながら効果的に事業展開が見込めるものについて積極的に検討します。

(4) 研修・講習会事業の推進

就業の質の向上とお客様満足度のアップを図るため、会員のスキルアップを目的とした各種技能研修・講習会を実施します。また、南部ブロック連絡協議会・大シ協と協力して各種研修・講習会の開催を推進します。

女性会員の増加にあたり、女性会員が活躍できる分野にかかる研修・講習会を重点的に行います。

- ① 各種技能研修・講習会を開催し、会員の就業意識の向上とスキルアップを図ります。
- ② 会員研修会等を通じて接遇向上等に関する各種研修・啓発を実施し、会員のスキルアップを図り、発注者の満足度向上に努めます。
- ③ 大シ協が主催する高齢者スキルアップ・就職促進事業や南部ブロック連絡協議会で実施する技能講習会等を積極的に活用するなど、多種多様な技能講習会の機会提供に努めます。

また、「介護職員初任者研修」については、大シ協が開催する研修会の誘致、もしくは

は当センターの自主開催を検討し、ニーズが高い介護関連の人材の育成に努めます。

- ④ 市民参加型の講習会を実施することにより、シルバー事業の普及啓発を図るとともに、会員の増強・就業機会の拡大に努めます。

(5) 調査研究事業の実施

高齢者の生きがいの充実と福祉の増進を図るとともに活力ある地域社会づくりに寄与するため、高齢者の就業や社会的活動等に関する調査研究を行います。また、当センターで実施することができる事業等については、他センターの動向を見ながら、新規事業の開拓に努めます。

ダイヤ財団が提唱する共同研究に、府内の他センターとともに継続して共同参画します。

- ① 高齢者の生きがいの充実と活力ある地域社会づくりに寄与するため、高齢者の就労や社会活動等に関する調査研究を行います。
- ② 高齢者にふさわしい就労、また地域社会づくりに寄与する事業についての調査研究を常に行い、先進的な事例については実施可能性を追求し、積極的に視察研修を行い、新規事業の立ち上げに努めます。
- ③ ダイヤ財団が提唱する「生きがい就業の介護予防効果に関する共同研究事業」に継続して参画し、アンケート調査を通じて、就業と健康状態、また就業と介護予防効果との関連性について調査することにより、シルバー事業が高齢者の健康向上と生きがいの充実に寄与していることを研究します。

(6) 相談事業の推進

高齢者に対する就業機会の提供を促進するため、入会説明会をはじめとする各種相談事業を推進します。

- ① 入会説明会の際に就業機会の相談を受けるとともに、入会後には就業相談として予約制の「就業よろず相談日」や月1回の「未就業相談日」を設けて、より細やかな就業に関する相談に対応します。
- ② 地域班ブロック別にタウンミーティングを実施し、会員を対象とした相談の機会を設けます。
- ③ 公共団体や地域の各種催事に参加して市民相談コーナーを設置するなど、機会あるごとに市民への相談窓口を設置します。

(7) 安全・適正就業推進事業の推進

「安全と健康は、すべてに優先する」を基本として、安全・適正就業委員会を中心に、安全・適正就業の推進と交通安全意識の高揚を図ります。また、「安全・適正就業推進計画」の実践とともに会員の健康診断の受診の奨励による健康の自己管理意識を高め、安全・適正就業の徹底と事故撲滅に努め、心身の健康維持を推奨します。

昨年度発生しました派遣事業の運転業務における重篤事故の反省から、再発防止を強く誓い、泉大津警察署の協力のもと、「交通安全と高齢者の運転について」の講演を実施します。

- ① 厚生労働省が通知する「適正就業ガイドライン」の周知徹底に努め、適正な就業の

確保に努めます。

- ② 年間就業延時間が1,000時間未満となるよう、長時間就業や長期間同一就業の是正に努め、ワークシェアリングやローテーション就業を推進します。
- ③ 安全・適正就業意識の高揚を図るため、安全・適正就業基準の遵守と心構え等の啓発を図ります。
- ④ 高齢者交通安全講習会への参加や安全・適正就業の巡回訪問、安全・適正就業推進強化月間を実施し、就業中及び就業途上の事故防止に努めます。
- ⑤ 就業内容の精査を行い、適正就業となる契約に努めます。
- ⑥ 市が実施している高齢者の自転車用ヘルメット購入補助と並行し、当センター独自の購入補助の実施継続を行い、自転車事故防止に努めます。
- ⑦ 高齢者の自動車運転事故が全国的に多発していることから、警察及び市担当課との連携を密にして、高年齢者の交通安全意識の高揚と、運転技能の維持・向上を図る講演等を実施します。

(8) 訪問介護事業・総合事業の推進

平成29年度からスタートした介護保険の総合事業制度の導入に伴い、市から訪問介護事業参入の要請を強く受け、訪問介護事業所を立ち上げ、本格的に介護事業に参入しました。これを受け従事会員を育成する必要があるため、「介護職員初任者研修」の開催に努めます。また、市内の支援を必要とする高齢者への介護関連事業を実施していくことにより、地域社会の福祉に貢献するとともに、会員の就業機会の拡大を図ります。

- ① 訪問介護員を養成するため、「介護職員初任者研修」を開催機会の確保に努め、人材育成に注力します。
- ② 市高齢介護課及び包括支援センター等と協力し、日常生活支援として総合事業への協力を努めます。
- ③ 担当職員及び従事会員のスキルアップに努め、日々研鑽に努めます。

(9) 職業紹介事業の推進

臨時的かつ短期的又はその他の軽易な業務に係る雇用による仕事の求人を受理し、人材の紹介を有料により、雇用による就労を希望する高年齢者に対して紹介する職業紹介事業を推進します。

(10) 労働者派遣事業の実施

大シ協の泉大津市事務所として高年齢者の雇用による就業機会を確保するため、労働者派遣事業を推進します。

- ① 「高齢者活用・現役世代雇用サポート事業」の実施に伴い、就業機会の拡大を図るため、泉大津市をはじめ市内事業所等への開拓活動を行います。
- ② 関係法令等を遵守し、適正な事務手続きに努めます。

(11) 公益社団法人としての運営の確立と関係団体との連携の強化

公益目的事業を推進するとともに、関係団体との連携を図り、補助金の確保と財政・運

営基盤の安定化を図ります。

- ① 大阪府法務課・大シ協の指導・助言により、公益目的事業として行える高年齢者の健康と福祉の増進に寄与する事業を推進します。
- ② 「自主・自立、共働・共助」の理念に基づいた事業運営を図り、「地域社会に信頼され、貢献する」市民参加型の公益目的事業を推進します。
- ③ 市及び大シ協等の関係団体と協力し、就業機会開拓事業・会員拡充推進等のシルバー事業の強化推進に努めます。
- ④ 役職員を中心に、市・社会福祉協議会・包括支援センター・商工会議所等の関係団体との連携を図るとともに、運営補助金の確保及び拡大に努めます。
- ⑤ 財政規律を遵守し、経費節減に努めてセンターの財政基盤の安定化を図ります。
- ⑥ センターの拠点となる事務所の整備については、市の公共施設適正配置基本計画の進捗状況を見極めながら検討を進めます。
- ⑦ 大阪府法務課及び大シ協並びに府内センターと連携を図り、公益事業の在り方について検討に努めます。